

国民健康保険の手続きを忘れずに

【問合せ】市民課 国保年金係 ☎773・6661

春は就職や転職・退職、進学や卒業などにより、健康保険の資格が変わる場合が多くあります。国民健康保険（以下、国保という）の資格が変更となる場合は、変更のあった日から14日以内に、本人（同一世帯の人でも可）による手続きが必要です。勤務先の健康保険担当者が手続きを代行することはありませんので、忘れずに市役所で手続きをしましょう。

窓口 市民課、大和・塩沢市民センター

手続きが必要なとき		手続きに必要なもの	
国保に加入する	他市町村から転入した	転出証明書	共通 ・本人確認ができるもの（免許証など） ・マイナンバー（通知カード、マイナンバーカードなど）
	勤務先の健康保険をやめた（被扶養者でなくなった）	社会保険資格喪失連絡票（勤務先が発行）	
国保をやめる	他市町村に転出する	国保の保険証	
	勤務先の健康保険に入った（被扶養者になった）	国保の保険証、勤務先の保険証（または社会保険資格取得連絡票）	
修学のため他市町村に転出する（転出届と同時の手続き）		国保の保険証、在学証明書の原本（または有効期限のある学生証の写し）	

※国保加入中に、名前や住所などの記載事項に変更がある場合も手続きが必要です。保険証をお持ちください

退職後、国保の加入手続きをする前にご確認ください（健康保険を選択できる場合があります）

選択先	保険料、国保税など
退職前の健康保険を任意継続する（最長2年）	保険料は、基本的に在職時の2倍（上限あり。被扶養者の保険料はかかりません） 手続きと保険料は、退職前の健康保険の保険者にお問い合わせください。
家族の健康保険の被扶養者になる	保険料はかかりません。 被扶養者になる条件などは、健康保険の保険者ごとに異なります。詳しくは、家族の勤務先の健康保険担当者にお問い合わせください。
市の国保に加入する	前年の所得により国保税を計算。（国保に加入する家族全員分で、国保税を算出） 国保税の計算などは、税務課 市民税係（☎773・6668）にお問い合わせください。

国保の加入手続きが遅れると

- 加入日は勤務先の健康保険の資格喪失日です
- ・加入日にさかのぼって国保税が課税されます。（1回の納付額が高額になる場合があります）
 - ・国保の保険証が発行されるまで、医療機関の窓口負担は全額自己負担となります。（領収書を持参し、市役所で手続きをすることで、保険者負担分を給付します）

国保の脱退手続きが遅れると

- 資格喪失日は勤務先の健康保険への加入日です
- ・国保税と勤務先の健康保険料を二重に支払うことがあります。（納め過ぎた分は、手続き後還付します）
 - ・資格喪失後に誤って国保の保険証で医療機関を受診した場合は、国保が負担した医療費を返していただくこととなります。（勤務先の健康保険で手続きをすると、保険者負担分を給付）
- ※勤務先の保険に加入が決まったら、国保の保険証を使わずに、保険の切替え手続き中であることを医療機関に申し出の上、受診してください